

地下水採取規制のしおり

令和 7 年 5 月
石 川 県

1 地下水採取の許可・届出について（条例第 64 条、第 72 条）

ふるさと石川の環境を守り育てる条例により、規則で定める用途（特定用途）に供するため、揚水設備により地下水を採取しようとする者は、揚水設備ごとに知事の許可又は知事への届出が必要です。

区 分		許 可	届 出
対 象 地 域		地盤沈下地域 ・七尾都市計画区域	同左以外の地域
規 模		揚水機の吐出口断面積 6 cm ² 超（直径約 2.8 cm）	揚水機の吐出口断面積 6 cm ² 超（直径約 2.8 cm）
用 途		農業用以外の全用途	① 工業用水 製造業（物品の加工修理を含む。）、 電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に供するもの ② 建築物用水 冷暖房設備、水洗便所又は自動車 車庫に設けられた洗車設備の用に 供するもの（工業用水を除く）
技 術 的 基 準		下表の技術的基準に適合していると認める場合、許可します。	—
申 請 ・ 届 出	提出書類	① 地下水採取許可申請書 （様式第 1 2 号） ② 揚水設備の構造図（様式第 1 3 号） ③ 設置場所を示す図面	① 地下水採取届出書（様式第 1 4 号） ② 揚水設備の構造図（様式第 1 3 号） ③ 設置場所を示す図面
	提出先	七尾市役所	揚水設備の所在地を管轄する市役所、 町役場
	提出部数	2 部	2 部
そ の 他		・吐出口断面積 12 cm ² 超の場合、水量 測定器設置（6 参照）	・吐出口断面積 50 cm ² 超の場合、水量 測定器設置（6 参照） ・年 40 万 m ³ を超えて地下水を採取する 場合、地下水使用合理化計画書 （7 参照）

「揚水設備」とは、動力を用いて地下水（温泉を除く）を採取するための設備であって、揚水機の吐出口の断面積が 6 cm²（吐出口が 2 以上あるときは、その断面積の合計）を超えるもの

技術的基準

地 盤 沈 下 地 域		ストレーナーの位置 (地表面下)	吐出口の断面積
(1)	七尾都市計画区域のうち、市街地周辺の 地域（14 km ² ）	250 m 以深	7 cm ² 以下 (直径約 3.0 cm)
(2)	七尾都市計画区域のうち、(1)の地域以外 の地域	100 m 以深	19 cm ² 以下 (直径約 5.0 cm)

地盤沈下地域の詳細は、七尾市、能登中部保健福祉センター、県環境政策課にお問い合わせください。

2 揚水設備の変更について

揚水設備を変更（ストレーナーの位置を浅くする又は揚水機の吐出口断面積を大きくする）しようとする場合、許可採取者又は届出採取者は、「1 地下水採取の許可・届出について」と同様に知事の許可又は知事への届出が必要です。

なお、揚水機の吐出口断面積を小さくする変更を行った場合は、「変更報告書」を揚水設備の所在地を管轄する市役所・町役場に2部提出してください。

3 氏名・名称・住所の変更について（条例第67条、第74条）

氏名若しくは名称又は住所に変更があった場合、許可採取者又は届出採取者は、その日から30日以内に「氏名等変更届出書（様式第15号）」を揚水設備の所在地を管轄する市役所・町役場に2部提出してください。

4 地位の承継について（条例第68条、第75条）

許可採取者又は届出採取者から揚水設備の借り受け又は譲り受けた者、相続人又は（合併後存続する若しくは分割により設立した）法人で当該揚水設備を承継された者は、その日から30日以内に「承継届出書（様式第16号）」を揚水設備の所在地を管轄する市役所・町役場に2部提出してください。

- ① 許可揚水設備又は届出揚水設備を借り受け又は譲り受けた場合
- ② 許可採取者又は届出採取者について相続又は合併があった場合

5 廃止等の届出について（条例第69条、第76条）

次の場合、許可採取者又は届出採取者は、その日から30日以内に「揚水設備廃止等届出書（様式第18号）」を揚水設備の所在地を管轄する市役所・町役場に2部提出してください。

- ① 許可又は届出揚水設備により特定用途に供するための地下水を採取することを廃止したとき
- ② 許可又は届出揚水設備の揚水機を動力によらないものとしたとき
- ③ 許可又は届出揚水設備の揚水機の吐出口の断面積を6 cm²以下としたとき
- ④ ①、②及び③の場合のほか、許可又は届出揚水設備を廃止したとき

地下水の保全（条例第77条、第78条）

揚水設備で地下水を採取している者は、地盤沈下及び地下水位の異常な低下を防止するため、地下水の使用の合理化、地下水の保全に努めてください。

特に必要がある場合、知事は許可採取者又は届出採取者に対して、揚水量の減少、揚水設備の改善、地下水の採取の停止を勧告できることになっていきます。

6 水量測定器の設置、地下水採取量の報告について（条例第 79 条）

許可採取者又は届出採取者のうち次の者は、水量測定器の設置及びその報告並びに採取量の記録・報告が必要です。

揚水設備を設置する地域	揚水機の吐出口の断面積
地盤沈下地域（七尾都市計画区域）	12 cm ² 超 (直径約 4.0 cm)
金沢市、小松市、白山市（旧河内村、旧吉野谷村、旧鳥越村、旧尾口村、旧白峰村の区域を除く）、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町	50 cm ² 超 (直径約 8.0 cm)

(1) 水量測定器の設置

① 設置すべき水量測定器

揚水設備の構造等に応じ、次のうちから地下水の採取量を最も正確に測定できるものを設置してください。

1 接線流羽根車式水道メーター	6 ベンチュリー管分流式水道メーター
2 軸流羽根車式水道メーター	7 ローター型水道メーター
3 円板型水道メーター	8 複合型水道メーター
4 ロータリーピストン型水道メーター	9 副管付水道メーター
5 ピストン型水道メーター	10 前各号に掲げるものと同等以上の能力を有すると知事が認める水量測定器

※ 揚水機の吐出口断面積が 160 cm² 以下（地盤沈下地域（七尾都市計画区域）については、78 cm² 以下）の揚水設備については、積算時間計をもってこれらに掲げる水量測定器に代えることができます。

② 水量測定器の設置報告

水量測定器を設置した許可採取者又は届出採取者は、「水量測定器設置報告書（様式第 18 号）」を揚水設備の所在地を管轄する市役所・町役場に 3 部（金沢市内は 2 部）提出してください。

(2) 採取量の記録

地下水の採取量は、「地下水採取量等測定記録表（様式第 19 号）」に記録し、3 年間保存してください。

(3) 採取量の報告

(2)により記録した年度の地下水採取量は、その年度終了後 1 月以内に「地下水採取量報告書（様式第 20 号）」を揚水設備の所在地を管轄する市役所・町役場に 3 部（金沢市内は 2 部）提出してください。

7 地下水使用合理化計画書の提出について（条例第 80 条）

許可採取者又は届出採取者のうち次の地下水採取事業所・工場は、「地下水使用合理化計画書（様式第 21 号）」の提出が必要です。

対 象	前年度（4 月 1 日から 3 月 31 日）の地下水の採取量の合計が 4 0 万 m ³ 超 ※ 敷地内に 2 以上の揚水設備がある場合は、それぞれの揚水量を合算したものをもって算定する
対 象 地 域	金沢市、小松市、白山市（旧河内村、旧吉野谷村、旧鳥越村、旧尾口村、旧白峰村の区域を除く）、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町
提 出 書 類	地下水使用合理化計画書（様式第 21 号）
提 出 部 数	3 部（金沢市内は 2 部）
提 出 先	揚水設備の所在地を管轄する市役所・町役場
提 出 期 限	年度終了後 1 月以内

8 申請書、届出書、報告書及び記録表等の様式について

申請書・届出書等の様式は、「環境政策課」のホームページをご覧ください。

[<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/todoke/tikasui/index.html>]

9 お問い合わせ等

ご不明の点がありましたら、最寄りの保健福祉センター又は石川県生活環境部環境政策課までお問い合わせください。

なお、地下水の採取等については、県条例のほか、市や町の条例で規制されている場合がありますので、管轄する市や町にお問い合わせください。

機 関	管 轄 地 域	電 話 番 号
南加賀保健福祉センター	小松市、加賀市、能美市、川北町	0761-22-0795
石川中央保健福祉センター	かほく市、白山市、野々市市、津幡町、内灘町	076-275-2642
能登中部保健福祉センター	七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町	0767-53-2482
能登北部保健福祉センター	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町	0768-22-2011
石川県生活環境部環境政策課	金沢市	076-225-1491

このしおりに関する問い合わせ先

石川県生活環境部環境政策課 〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

水環境グループ

TEL (076)225 - 1491（直通） FAX (076)225 - 1466

E-mail suishitu@pref.ishikawa.lg.jp

HP <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/index.html>